

海外旅行保険 プラス資料・重要事項説明書
(2023/12/1～2024/11/30 補償開始分)

海外旅行保険 プラス

旅に“安心”も携えて



三井住友トラストクラブ
SUMITOMO MITSUI TRUST CLUB

旅行、留学、商用、長期滞在など さまざまな渡航目的に幅広くご利用いただけます。

ご本人、お子様の留学

留学やワーキング・ホリデーをご予定の方には
「留学生プラン」をご用意しております。

詳しくは⇒P.13

長期渡航で保険料を抑えたい

カード付帯保険につなげて保険料を抑えることができます。

詳しくは⇒P.2 下図

急な日程変更に対応

急に帰国日が変更になった場合、
渡航期間の変更を現地からのお電話でも承ります。
短縮の場合は、未経過期間相当分の保険料を返還。
期間の変更に伴う手続きに手数料はいただきません。

詳しくは⇒P.2 下図

海外での高額治療費が心配

カード付帯保険と組み合わせることで、補償を大きくすることも
できます。治療・救援費用保険金額無制限タイプもご用意

詳しくは⇒P.2 上図

お電話一本で申し込み完了 英文の保険加入証明書発行

留学や、長期滞在の場合もお電話で申し込み完了。

カードを持っていない お子様やご両親のみのご加入も

健康告知不要・年齢制限なし
カード会員がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、
従業員など)もご加入いただけます。

※保険料をお支払いいただく方(加入者(お申込人))は、カード会員様に限ります

詳しくは⇒P.8の下部6

「海外旅行保険 プラス」お申し込み手続きの流れ

Step1

「海外旅行保険 プラス」の資料(P26重要事項説明書を含む)をお読みのうえ、希望するご加入タイプ
をお選びください。以下の場合には申し込みにあたり必要情報があります。
あらかじめご準備ください。

	ワーキング・ホリデー	留 学	その他
6ヵ月以内の 渡航	・ワーキングホリデービザ番号	・学校名	
6ヵ月超の 長期渡航	・ワーキングホリデービザ番号 ・パスポート番号	・学校名 ・パスポート番号	・パスポート番号

ご加入タイプが
決まっていない場合は、
専任スタッフが
ご相談にのります！
ご質問だけでもお気軽に
お電話ください。

Step2

三井住友トラストクラブ 保険グループまでお電話ください。

0120-369-529

月～金 9:00～17:00/土・日・祝・12/30～1/3休
海外からは **81-3-6770-2764**
※コレクトコールをご利用ください。

※電話申し込みはP26重要事項説明書をご確認いただいていることが条件となります。

Step3

お申し込み手続き完了

※お申し込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんしんガイドブック」を当社で登録のご加入者
のご自宅の住所(国内)にお届けします。

Step4

保険料のお支払い

お手持ちの当社カードに保険料をご請求いたします。

書面での申し込みをご希望の方は、お電話でその旨お伝えください。必要書類を郵送させていただきます。

「海外旅行保険 プラス」は東京海上日動火災保険株式会社「海外旅行保険」の通称です。

ダイナースクラブ ウェブサイトおよびTRUST CLUBカード ウェブサイトでも
ご確認くださいませ。

ダイナースクラブ
カード



TRUST CLUB
カード



Point 1

カード付帯保険にプラスして、補償を手厚くすることができます。

カード付帯保険の補償内容と保険金額(例) 2023年8月時点 「※ダイナースクラブカード利用の場合」

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 1億円	300万円	300万円	300万円	1億円	50万円	なし	なし	なし	なし

カード付帯保険(海外旅行傷害保険)の利用条件や補償内容は変更されることがあります。詳細は、ダイナースクラブ ウェブサイトおよびTRUST CLUBカード ウェブサイト「保険サービ
スご利用の手引き」を必ずご確認ください。



お持ちのカード付帯保険に「海外旅行保険 プラス」の補償が上乗せできます。※

「海外旅行保険 プラス」の補償内容と保険金額(例) —A4タイプの場合—

「海外旅行保険 プラス」なら、**疾病死亡**も補償。

治療・救援費用保険金額が無制限のご加入タイプもご用意していますので、治療費が高額になっても安心です。

傷害死亡・ 傷害後遺障害	治療・救援費用*1	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	応急治療・ 救援費用	航空機寄託 手荷物	航空機遅延
最高 5,000万円	無制限	1億円	30万円	1,000万円	300万円	3万円	付帯あり*2

*1 傷害治療費用、疾病治療費用および救援者費用費1つの補償項目としてまとめたもの

*2 詳しくはP7の*3をご確認ください。

※海外旅行保険付きクレジットカードをお持ちの方が本プランにご契約される場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および疾病死亡保険金等については双
方の保険金の合計額が支払われます。一方、その他の保険金(治療・救援費用、携行品損害、賠償責任等)については実際にかかった費用や損害額がお支払いの
限度となりますので、双方の保険から二重に支払われるものではありません(補償限度額が増えるのみ)。

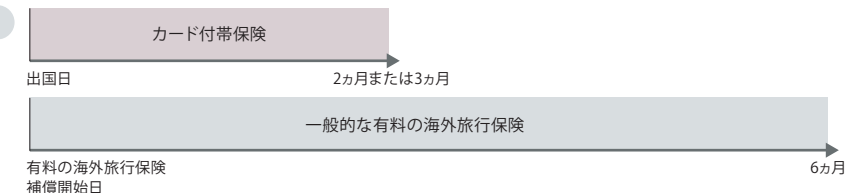
Point 2

海外に長期滞在される場合、保険料を抑えられます。

一般的な海外旅行保険の場合

一般的な有料の海外旅行保険の場合、出国日から補償開始を設定しなければならない商品が多く、カード付帯保険の補償期間と重複
して、補償を上乗せする形で保険をかけることになります。

(例) 旅行期間が6ヵ月間の場合



また、補償期間を延長する際、書面の提出や日本にいる代理の方による手続きが必要な場合があります。

「海外旅行保険 プラス」なら

カード付帯保険の補償終了後から最長2年までご契約いただけるため、
留学などの長期渡航では保険料を抑えられます。



延長も短縮も現地からお電話一本で承りま
す。期間の変更に伴う手続きに手数料はい
たできません。

〈短縮の場合〉例: 帰国日が早まった
未経過期間相当分の保険料を返還。

〈延長の場合〉例: 滞在が延長になった
追加となる保険料をカードにご請求。
※延長の場合、保険会社の承認が必要とな
ります。あらかじめご承知おきください。

東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償がございます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.19～22、24をご確認ください。

① 旅先でのご自身のケガや病気に関する補償

ケガや病気が原因で亡くなった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は
	傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は
	疾病死亡保険金



ケガが原因で後遺障害が生じた場合

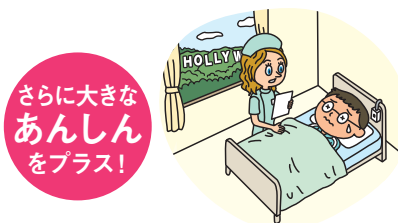
お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	-----------



旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 31日まで ^{*2}
	応急治療・救援費用保険金

※「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。



さらに大きな
あんしん
をプラス!

海外旅行開始前に渡航先の診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合がございます。本パンフレット P.21～22 もあわせてご確認ください。

ケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------

保険金額
無制限
タイプを
ご用意



ケガや病気で継続して3日以上入院。ご家族に駆けつけようことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救援費用保険金
------------------	------------



^{*1} 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

^{*2} 保険期間 31 日までのご契約でご加入の場合にセッされる特約です。本特約の保険金のお支払い額は、1 回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で 300 万円が限度となります。
なお、旅行日程が延長となり、31 日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセッすることはできません。

② 旅先で他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金 ^{*3}
	^{*4}
	^{*5}



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金 ^{*3}
	^{*4}
	^{*5}



※本パンフレットP.21～22もあわせてご確認ください。

^{*3} 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。



^{*4} 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

^{*5} 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。

④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

お支払いする 保険金の種類	航空機寄託手荷物保険金 ^{*6}
------------------	---------------------------



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする 保険金の種類	航空機遅延保険金 ^{*7}
------------------	------------------------



※本パンフレットP.21～22、24もあわせてご確認ください。

^{*6} 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

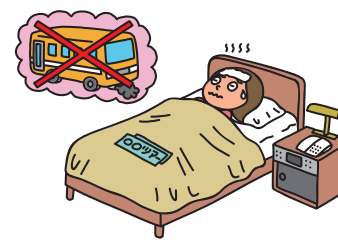
^{*7} 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

^{*8} 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセッした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。

〈保険期間が3か月までのお客様向け〉オプション

急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合

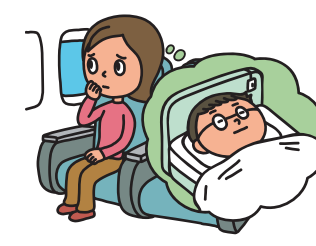
お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで
	旅行変更費用保険金(出国中止費用)



〈保険期間が3か月まで^{*8}のお客様向け〉オプション

旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで ^{*8}
	旅行変更費用保険金(中途帰国費用)



〈保険期間が3か月超のお客様向け〉オプション

配偶者が危篤で、旅行中に急きょ一時帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月超
	緊急一時帰国費用保険金



海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

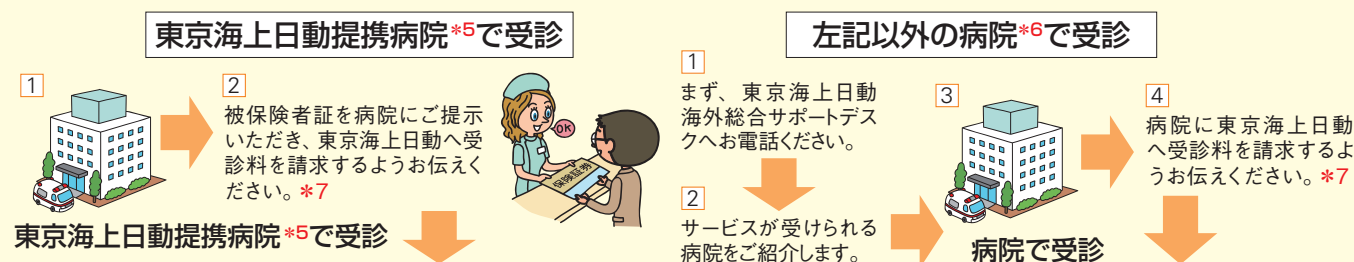
※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
※当社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
※サービス内容は変更・中止となる場合があります。
*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。
*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携先を通じてご提供します。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者
(被保険者(保険の対象となる方))

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス*3 *4



病院の窓口で受診料をお支払いいただく前に受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。
*3 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*8に関するご注意
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。
*4 治療にかかる費用が少額の場合は病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。
*5 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2022年12月現在)。主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
*6 東京海上日動への受診料請求を了した病院に限りです。
*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。
*8 本パンフレットP.21~22記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の
移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
※ご出国前および帰国後の日本からの利用はできません。
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。



③トラベルプロテクト

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者
(被保険者(保険の対象となる方))

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前および帰国後の日本からのご利用はできません。このサービスは、東京海上日動の委託先を通じて、ご提供いたします。

困った ホテルでトラブルが発生した。
でもフロントにうまく伝えられない

電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

43か国語に対応(2022年12月現在)
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただきますことがあります。

手数料
無料

困った ホテルの予約方法がわからない! どうしよう!



ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

手数料
無料

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料
無料

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車が終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当会社が指定した事業者に限ります。)

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*9 予約・手配等にかかる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金、留学生生活用動産損害
保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



⑤こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※ご出国前および帰国後の日本からの利用はできません。
※電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。



⑥お客様特典

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(25%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。

※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

◆ 保険金額と保険料【個人プラン】

保険料をお支払いいただく方(加入者(お申込人))は、カード会員様に限ります。
カード会員様以外に被保険者(保険の対象となる方)となれる方は右記のとおりです。

- ① 会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
- ② ①以外の同居の親族
- ③ 会員様をご加入の場合、同行者(友人、別居の孫など)

保険期間31日まで

ご加入タイプ		15歳以上～69歳以下			0～69歳以下				70歳以上*6					
		A6	A4	A3	C3	C2	B2	D2	E3	E2	F4	F3	F2	H2
保険金額(ご契約金額)	傷 害 死 亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	－	1,000万円	－	5,000万円	3,000万円	1,000万円	－	1,000万円	－
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	500万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	－
	治療・救済費用	無制限			無制限		3,000万円	1,000万円	無制限			3,000万円	1,000万円	
	応急治療・救済費用*2	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	－	1,000万円	500万円	500万円	－	－	－	－	－
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円
	携 行 品 損 害	30万円	30万円	20万円	30万円	30万円	10万円	－	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	－
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*3	セットあり			セットあり				セットあり					
	保険期間1日まで	5,560円	3,910円	3,210円	3,030円	2,430円	2,350円	1,610円	5,000円	4,130円	3,690円	3,470円	3,220円	2,570円

*2 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」を指します。

*3 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額(定額)のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

*4 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

*5 トラベルプロジェクトについてはP6.③を参照ください。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*4もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、「海外旅行の目的をもって住居を出発」または「カード付帯保険(海外旅行傷害保険)終了日の翌日」から住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
4. スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

保険期間31日超*7

ご加入タイプ		0～29歳以下					30歳以上～69歳以下					70歳以上*6		
		15歳以上～29歳以下		N4	M2	N2	L3	L2	N4	M2	N2	P3	Q2	R2
保険金額(ご契約金額)	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円				5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	3,000万円	1,000万円	500万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	3,000万円	1,000万円	500万円
	治療・救済費用	無制限		無制限	3,000万円	1,000万円	無制限		3,000万円	1,000万円		無制限	3,000万円	1,000万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	－	－	－
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	1億円	1億円	5,000万円
	携 行 品 損 害	30万円	20万円	20万円	10万円	10万円	30万円	20万円	20万円	10万円	10万円	30万円	10万円	10万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*3	セットあり					セットあり					セットあり		
	保険期間34日まで	31,380円	29,570円	28,850円	24,020円	22,080円	34,640円	32,830円	32,110円	28,130円	25,920円	54,820円	48,030円	44,870円
	39日まで	35,330円	33,480円	32,760円	27,500円	25,320円	41,560円	39,710円	38,990円	34,440円	31,820円	68,380円	60,520円	56,570円

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間1年(12ヵ月)～2年のお申し込みをご希望のお客様は、裏表紙に記載の保険グループまでご相談ください。

・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

*6 保険始期日時時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

*7 P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

*8 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

※「治療・救済費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。

6. 本海外旅行保険は、以下の方々も被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*1」と合計して1,000万円が限度となります。

① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

② ①以外の同居の親族

③ 会員様をご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、従業員など)

*1 「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29.のII.1をご確認ください。



◆ 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日まで)】

組み合わせ方法

- (1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされています。

- (2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

ご加入タイプ			15歳以上～69歳以下			0～69歳以下			70歳以上*10				
			V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1
保険金額（ご契約金額）	ご本人	傷 害 死 亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
		応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
		航空機遅延*7	セットあり			セットあり			セットあり		セットあり		
	ご家族 有族	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
		携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
		保険期間 1日まで	5,770円	4,120円	3,460円	3,020円	2,420円	2,740円	5,210円	4,380円	3,940円	3,720円	3,610円
お支払いいただく保険料	ト ラ ベ ル プ ロ ジ ェ ク ト 付 き*9	2日まで	7,060円	5,360円	4,680円	4,240円	3,640円	3,890円	6,910円	6,060円	5,620円	5,400円	5,210円
		3日まで	8,120円	6,420円	5,740円	5,300円	4,690円	4,910円	8,360円	7,500円	7,060円	6,840円	6,590円
		4日まで	9,050円	7,300円	6,600円	6,160円	5,550円	5,720円	10,190円	9,310円	8,870円	8,650円	8,300円
		5日まで	10,190円	8,390円	7,670円	7,230円	6,580円	6,750円	12,230円	11,310円	10,870円	10,650円	10,210円
		6日まで	11,350円	9,500円	8,760円	8,320円	7,650円	7,780円	14,180円	13,230円	12,790円	12,570円	12,040円
		7日まで	12,300円	10,400円	9,640円	9,180円	8,490円	8,620円	16,040円	15,070円	14,610円	14,380円	13,790円
		8日まで	13,540円	11,590円	10,810円	10,350円	9,660円	9,710円	17,810円	16,840円	16,380円	16,150円	15,490円
		9日まで	14,320円	12,370円	11,590円	11,130円	10,430円	10,450円	19,590円	18,610円	18,150円	17,920円	17,190円
		10日まで	15,130円	13,130円	12,330円	11,870円	11,160円	11,140円	21,400円	20,400円	19,940円	19,710円	18,890円
		11日まで	15,960円	13,910円	13,090円	12,610円	11,890円	11,860円	23,210円	22,190円	21,710円	21,470円	20,590円
		12日まで	16,870円	14,720円	13,860円	13,360円	12,620円	12,560円	25,100円	24,030円	23,530円	23,280円	22,310円
		13日まで	17,720円	15,520円	14,640円	14,140円	13,400円	13,300円	26,910円	25,820円	25,320円	25,070円	24,010円
		14日まで	18,440円	16,190円	15,290円	14,770円	14,010円	13,900円	28,700円	27,590円	27,070円	26,810円	25,690円
		15日まで	21,590円	19,340円	18,440円	17,920円	17,160円	16,890円	34,530円	33,420円	32,900円	32,640円	31,190円
		17日まで	23,030円	20,680円	19,740円	19,220円	18,450円	18,110円	36,690円	35,530円	35,010円	34,750円	33,160円
		19日まで	25,050円	22,600円	21,620円	21,080円	20,290円	19,860円	40,570円	39,370円	38,830円	38,560円	36,790円
		21日まで	26,920円	24,370円	23,350円	22,790円	21,980円	21,480円	43,930円	42,680円	42,120円	41,840円	39,910円
		23日まで	29,230円	26,480円	25,380円	24,780円	23,930円	23,360円	47,000円	45,660円	45,060円	44,760円	42,740円
		25日まで	31,270円	28,320円	27,140円	26,500円	25,630円	24,960円	50,310円	48,910円	48,270円	47,950円	45,800円
		27日まで	33,360円	30,310円	29,090円	28,430円	27,530円	26,780円	53,360円	51,910円	51,250円	50,920円	48,620円
		29日まで	35,260円	32,010円	30,710円	30,010円	29,090円	28,250円	56,980円	55,450円	54,750円	54,400円	51,910円
		31日まで	37,180円	33,830円	32,490円	31,770円	30,800円	29,890円	60,430円	58,840円	58,120円	57,760円	55,120円

^{*6} 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

^{*7} 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額(定額)のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

^{*8} その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

^{*9} トラベルプロジェクトについてはP6.③を参照ください。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費 ^{*8} もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、「海外旅行の目的をもって住居を出発」または「カード付帯保険(海外旅行傷害保険)終了日の翌日」から住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間はお出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
4. スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P18.の5.①をご確認ください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされています。

①ご本人の配偶者^{*2}
②ご本人または配偶者^{*2}と生計を共にする同居のご親族^{*3}。
③ご本人または配偶者^{*2}と生計を共にする別居の未婚^{*4}のお子様。

^{*2}婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思^{*5}を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

^{*3}ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

^{*4}未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

^{*5}戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

ご加入タイプ			15歳以上～69歳以下			0～69歳以下			70歳以上*10				
			V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1
保険金額（ご契約金額）	1名あたり	傷 害 死 亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	－	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	－	1,000万円
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
		応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	－	1,000万円	500万円	－	－	－	－
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
		航空機遅延*7	セットあり			セットあり			セットあり		セットあり		
お支払いいただく保険料（1名あたり）	ト ラ ベ ル プ ロ ジ ェ ク ト 付 き*9	保険期間 1日まで	5,110円	3,460円	2,800円	2,360円	1,760円	2,080円	4,550円	3,720円	3,280円	3,060円	2,950円
		2日まで	6,090円	4,390円	3,710円	3,270円	2,670円	2,920円	5,940円	5,090円	4,650円	4,430円	4,240円
		3日まで	6,860円	5,160円	4,480円	4,040円	3,430円	3,650円	7,100円	6,240円	5,800円	5,580円	5,330円
		4日まで	7,520円	5,770円	5,070円	4,630円	4,020円	4,190円	8,660円	7,780円	7,340円	7,120円	6,770円
		5日まで	8,200円	6,400円	5,680円	5,240円	4,590円	4,760円	10,240円	9,320円	8,880円	8,660円	8,220円
		6日まで	8,970円	7,120円	6,380円	5,940円	5,270円	5,400円	11,800円	10,850円	10,410円	10,190円	9,660円
		7日まで	9,620円	7,720円	6,960円	6,500円	5,810円	5,940円	13,360円	12,390円	11,930円	11,700円	11,110円
		8日まで	10,600円	8,650円	7,870円	7,410円	6,720円	6,770円	14,870円	13,900円	13,440円	13,210円	12,550円
		9日まで	11,130円	9,180円	8,400円	7,940円	7,240円	7,260円	16,400円	15,420円	14,960円	14,730円	14,000円
		10日まで	11,690円	9,690円	8,890円	8,430円	7,720円	7,700円	17,960円	16,960円	16,500円	16,270円	15,450円
		11日まで	12,270円	10,220円	9,400円	8,920円	8,200円	8,170円	19,520円	18,500円	18,020円	17,780円	16,900円
		12日まで	12,920円	10,770円	9,910円	9,410円	8,670円	8,610円	21,150円	20,080円	19,580円	19,330円	18,360円
		13日まで	13,510円	11,310円	10,430円	9,930円	9,190円	9,090円	22,700円	21,610円	21,110円	20,860円	19,800円
		14日まで	14,000円	11,750円	10,850円	10,330円	9,570円	9,460円	24,260円	23,150円	22,630円	22,370円	21,250円
		15日まで	17,030円	14,780円	13,880円	13,360円	12,600円	12,330円	29,970円	28,860円	28,340円	28,080円	26,630円
		17日まで	18,290円	15,940円	15,000円	14,480円	13,710円	13,370円	31,950円	30,790円	30,270円	30,010円	28,420円
		19日まで	19,990円	17,540円	16,560円	16,020円	15,230円	14,800円	35,510円	34,310円	33,770円	33,500円	31,730円
		21日まで	21,570円	19,020円	18,000円	17,440円	16,630円	16,130円	38,580円	37,330円	36,770円	36,490円	34,560円
		23日まで	23,380円	20,630円	19,530円	18,930円	18,080円	17,510円	41,150円	39,810円	39,210円	38,910円	36,890円
		25日まで	25,220円	22,270円	21,090円	20,450円	19,580円	18,910円	44,260円	42,860円	42,220円	41,900円	39,750円
		27日まで	27,150円	24,100円	22,880円	22,220円	21,320円	20,570円	47,150円	45,700円	45,040円	44,710円	42,410円
		29日まで	28,960円	25,710円	24,410円	23,710円	22,790円	21,950円	50,680円	49,150円	48,450円	48,100円	45,610円
		31日まで	30,740円	27,390円	26,050円	25,330円	24,360円	23,450円	53,990円	52,400円	51,680円	51,320円	48,680円

^{*10} 保険始期日時時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。

6. 本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入**

③ 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日超)】

組み合わせ方法

- (1) はじめに、ご本人用加入タイプ表 より、ご本人のご加入タイプをお選びください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約がセットされているため賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。

- (2) 次に、配偶者・ご親族用加入タイプ表より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

ご加入タイプ			0～29歳以下				30歳以上～69歳以下				70歳以上*9			
			15歳以上～29歳以下				X5		X4		X3		X1	
			X5	X4	X3	X1	X5	X4	X3	X1	Y5	Y1		
保険金額（ご契約金額）	ご本人	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円		
		傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円		
		治療・救済費用	無制限		無制限		3,000万円		無制限		3,000万円			
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—		
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円		
		航空機遅延*6	セットあり				セットあり				セットあり			
	共ご家族有	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円		
		携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円		
	お支払いいただく保険料	このオプションは付加料です。	保険期間34日まで	33,620円	32,280円	31,560円	28,140円	36,880円	35,540円	34,820円	32,250円	57,060円	52,150円	
			39日まで	37,630円	36,250円	35,530円	31,710円	43,860円	42,480円	41,760円	38,650円	70,680円	64,730円	
46日まで			44,020円	42,620円	41,880円	36,930円	55,100円	53,700円	52,960円	49,010円	91,060円	83,560円		
53日まで			51,060円	49,440円	48,600円	42,240円	68,440円	66,820円	65,980円	60,970円	115,070円	105,590円		
2ヵ月まで			61,400円	59,560円	58,620円	51,000円	80,240円	78,400円	77,460円	71,530円	142,090円	130,420円		
3ヵ月まで			74,500円	72,080円	70,880円	61,480円	109,400円	106,980円	105,780円	97,570円	208,460円	191,400円		
4ヵ月まで			100,950円	97,630円	96,010円	83,760円	155,100円	151,780円	150,160円	138,410円	302,380円	277,650円		
5ヵ月まで			131,120円	126,960円	124,960円	108,840円	200,630円	196,470円	194,470円	179,200円	392,860円	360,790円		
6ヵ月まで			157,360円	152,320円	149,900円	130,040円	245,590円	240,550円	238,130円	219,380円	484,040円	444,510円		
7ヵ月まで			184,200円	178,280円	175,460円	153,780円	290,620円	284,700円	281,880円	259,640円	575,100円	528,130円		
目安の保険料です。		8ヵ月まで	210,440円	203,620円	200,380円	175,570円	336,380円	329,560円	326,320円	300,530円	666,590円	612,150円		
		9ヵ月まで	235,220円	227,480円	223,820円	196,960円	382,290円	374,550円	370,890円	341,540円	759,260円	697,230円		
		10ヵ月まで	259,210円	250,570円	246,490円	217,460円	428,070円	419,430円	415,350円	382,450円	850,940円	781,420円		
		11ヵ月まで	283,580円	274,120円	269,660円	237,440円	473,530円	464,070円	459,610円	423,220円	941,130円	864,290円		
		1年まで	305,900円	295,540円	290,680円	256,340円	519,320円	508,960円	504,100円	464,140円	1,035,000円	950,490円		
		13ヵ月	331,880円	320,640円	315,360円	278,120円	563,430円	552,190円	546,910円	503,560円	1,122,920円	1,031,230円		
		14ヵ月	357,860円	345,740円	340,060円	299,880円	607,530円	595,410円	589,730円	542,970円	1,210,790円	1,111,940円		
		15ヵ月	381,320円	368,400円	362,340円	319,540円	647,370円	634,450円	628,390円	578,570円	1,290,190円	1,184,850円		
		16ヵ月	407,320円	393,520円	387,040円	341,320円	691,490円	677,690円	671,210円	618,000円	1,378,120円	1,265,590円		
		17ヵ月	432,470円	417,810円	410,930円	362,390円	734,180円	719,520円	712,640円	656,140円	1,463,160円	1,343,700円		
18ヵ月	458,400円	442,880円	435,600円	384,150円	778,240円	762,720円	755,440円	695,560円	1,551,050円	1,424,420円				
19ヵ月	483,570円	467,190円	459,510円	405,230円	820,950円	804,570円	796,890円	733,720円	1,636,110円	1,502,550円				
20ヵ月	509,550円	492,290円	484,190円	427,000円	865,050円	847,790円	839,690円	773,130円	1,724,020円	1,583,270円				
21ヵ月	535,480円	517,360円	508,860円	448,760円	909,110円	890,990円	882,490円	812,540円	1,811,900円	1,663,990円				
22ヵ月	560,650円	541,670円	532,770円	469,840円	951,830円	932,850円	923,950円	850,700円	1,897,000円	1,742,130円				
23ヵ月	586,630円	566,770円	557,450円	491,610円	995,920円	976,060円	966,740円	890,120円	1,984,910円	1,822,850円				
2年	611,790円	591,070円	581,350円	512,680円	1,038,630円	1,017,910円	1,008,190円	928,270円	2,069,960円	1,900,970円				

※P18.の4.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

- *6 1回の事故について、保険の対象となる方が右表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額(定額)のうち、いずれか高い金額をお支払します。
- *7 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- *8 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。
- *9 保険始期日時時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*7もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

ご加入の際のご注意

1. 保険期間(保険のご契約期間)は、「海外旅行の目的をもって住居を出発」または「カード付帯保険(海外旅行傷害保険)終了日の翌日」から住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
2. 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
3. 保険期間をご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2ヵ月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
4. スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセッとし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細はP18、の5.①をご確認ください。

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同一場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされています。**【配偶者・ご親族用加入タイプ】**にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

- ①ご本人の配偶者*2
②ご本人または配偶者*2と生計を共にする同居のご親族*3。
③ご本人または配偶者*2と生計を共にする別居の未婚*4のお子様。
*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の

性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

- a. 婚姻意思*5を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

- *3**ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

- *4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。**

- *5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

ご加入タイプ			0～29歳以下				30歳以上～69歳以下				70歳以上*9	
			15歳以上～29歳以下									
			X5	X4	X3	X1	X5	X4	X3	X1	Y5	Y1
保険金額（契約金額）	1名あたり	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
		傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救済費用	無制限		無制限		無制限		3,000万円		無制限	3,000万円
		疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
		航空機遅延*6	セットあり				セットあり				セットあり	
		保険期間34日まで	27,030円	25,690円	24,970円	21,550円	30,290円	28,950円	28,230円	25,660円	50,470円	45,560円
お支払いいただく保険料（1名あたり）	目安の保険料です。	39日まで	30,920円	29,540円	28,820円	25,000円	37,150円	35,770円	35,050円	31,940円	63,970円	58,020円
		46日まで	37,280円	35,880円	35,140円	30,190円	48,360円	46,960円	46,220円	42,270円	84,320円	76,820円
		53日まで	44,250円	42,630円	41,790円	35,430円	61,630円	60,010円	59,170円	54,160円	108,260円	98,780円
		2ヵ月まで	54,240円	52,400円	51,460円	43,840円	73,080円	71,240円	70,300円	64,370円	134,930円	123,260円
		3ヵ月まで	66,240円	63,820円	62,620円	53,220円	101,140円	98,720円	97,520円	89,310円	200,200円	183,140円
		4ヵ月まで	90,830円	87,510円	85,890円	73,640円	144,980円	141,660円	140,040円	128,290円	292,260円	267,530円
		5ヵ月まで	119,130円	114,970円	112,970円	96,850円	188,640円	184,480円	182,480円	167,210円	380,870円	348,800円
		6ヵ月まで	143,510円	138,470円	136,050円	116,190円	231,740円	226,700円	224,280円	205,530円	470,190円	430,660円
		7ヵ月まで	168,420円	162,500円	159,680円	138,000円	274,840円	268,920円	266,100円	243,860円	559,320円	512,350円
		8ヵ月まで	192,760円	185,940円	182,700円	157,890円	318,700円	311,880円	308,640円	282,850円	648,910円	594,470円
		9ヵ月まで	215,540円	207,800円	204,140円	177,280円	362,610円	354,870円	351,210円	321,860円	739,580円	677,550円
		10ヵ月まで	237,580円	228,940円	224,860円	195,830円	406,440円	397,800円	393,720円	360,820円	829,310円	759,790円
		11ヵ月まで	260,090円	250,630円	246,170円	213,950円	450,040円	440,580円	436,120円	399,730円	917,640円	840,800円
		1年まで	280,460円	270,100円	265,240円	230,900円	493,880円	483,520円	478,660円	438,700円	1,009,560円	925,050円
		13ヵ月	304,280円	293,040円	287,760円	250,520円	535,830円	524,590円	519,310円	475,960円	1,095,320円	1,003,630円
		14ヵ月	328,100円	315,980円	310,300円	270,120円	577,770円	565,650円	559,970円	513,210円	1,181,030円	1,082,180円
		15ヵ月	349,620円	336,700円	330,640円	287,840円	615,670円	602,750円	596,690円	546,870円	1,258,490円	1,153,150円
		16ヵ月	373,450円	359,650円	353,170円	307,450円	657,620円	643,820円	637,340円	584,130円	1,344,250円	1,231,720円
		17ヵ月	396,510円	381,850円	374,970円	326,430円	698,220円	683,560円	676,680円	620,180円	1,427,200円	1,307,740円
		18ヵ月	420,280円	404,760円	397,480円	346,030円	740,120円	724,600円	717,320円	657,440円	1,512,930円	1,386,300円
		19ヵ月	443,350円	426,970円	419,290円	365,010円	780,730円	764,350円	756,670円	693,500円	1,595,890円	1,462,330円
		20ヵ月	467,180円	449,920円	441,820円	384,630円	822,680円	805,420円	797,320円	730,760円	1,681,650円	1,540,900円
		21ヵ月	490,950円	472,830円	464,330円	404,230円	864,580円	846,460円	837,960円	768,010円	1,767,370円	1,619,460円
22ヵ月	514,020円	495,040円	486,140円	423,210円	905,200円	886,220円	877,320円	804,070円	1,850,370円	1,695,500円		
23ヵ月	537,850円	517,990円	508,670円	442,830円	947,140円	927,280円	917,960円	841,340円	1,936,130円	1,774,070円		
2年	560,920円	540,200円	530,480円	461,810円	987,760円	967,040円	957,320円	877,400円	2,019,090円	1,850,100円		

***10** 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

「治療・救済費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生涯補償するものではありません。

※費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.19～20「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間1年(12ヵ月)～2年のお申し込みをご希望のお客様は、裏表紙に記載の保険グループまでご相談ください。

- ・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。
- ・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

5. 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P18.の5.②をご確認ください。
6. 本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入タイプ** の被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時点で満14歳以下の場合や、ご加入者と被保険者が異なるご契約でご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*1」と合計して1,000万円が限度となります。

- ① カード会員様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
② ①以外の同居の親族
③ 会員様がご加入の場合、同行者(友人、別居の孫、従業員など)
***1**「他の保険契約等」については、重要事項説明書P29のⅡ.1をご確認ください。



◆ 保険金額と保険料【留学生プラン】

ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

組み合わせ例

① **基本補償** + ② **留学生賠償責任** + ③ **留学生生活用動産**

オススメパターン (保険期間 1 年、0 ～ 29 歳以下の場合)

S2 + 保険金額：1 億円 + 保険金額：60 万円
① 270,100 円 + ② 2,940 円 + ③ 31,490 円 = 304,530 円

【個人プラン】と【留学生プラン】の補償内容の違いについては、P15の「補償のご案内」をご確認ください。

保険期間 **31** 日起

居住施設 (アパート・寮・ホームステイ等) 向け

① 基本補償

ご加入タイプ		0～29歳以下			30歳以上～69歳以下		
		S3	S2 *1	T2 *1	S3	S2 *1	T2 *1
保険金額 (ご契約金額)	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷 害 後 遺 障 害	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	治 療・救 援 費 用	無 制 限		3,000万円	無 制 限		3,000万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航 空 機 遅 延 *2	セットあり			セットあり		
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	27,030円	25,690円	21,550円	30,290円	28,950円	25,660円
	39日まで	30,920円	29,540円	25,000円	37,150円	35,770円	31,940円
	46日まで	37,280円	35,880円	30,190円	48,360円	46,960円	42,270円
	53日まで	44,250円	42,630円	35,430円	61,630円	60,010円	54,160円
	2か月まで	54,240円	52,400円	43,840円	73,080円	71,240円	64,370円
	3か月まで	66,240円	63,820円	53,220円	101,140円	98,720円	89,310円
	4か月まで	90,830円	87,510円	73,640円	144,980円	141,660円	128,290円
	5か月まで	119,130円	114,970円	96,850円	188,640円	184,480円	167,210円
	6か月まで	143,510円	138,470円	116,190円	231,740円	226,700円	205,530円
	7か月まで	168,420円	162,500円	138,000円	274,840円	268,920円	243,860円
	8か月まで	192,760円	185,940円	157,890円	318,700円	311,880円	282,850円
	9か月まで	215,540円	207,800円	177,280円	362,610円	354,870円	321,860円
	10か月まで	237,580円	228,940円	195,830円	406,440円	397,800円	360,820円
	11か月まで	260,090円	250,630円	213,950円	450,040円	440,580円	399,730円
	1年まで	280,460円	270,100円	230,900円	493,880円	483,520円	438,700円
	2年 *4	560,920円	540,200円	461,810円	987,760円	967,040円	877,400円

② 留学生賠償責任・③ 留学生生活用動産

保険金額 (ご契約金額)		② 留学生賠償責任 (免責金額0円)			
		1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
お支払いいただく保険料	保険期間 34日まで	620円	540円	480円	400円
	39日まで	680円	590円	520円	440円
	46日まで	740円	640円	570円	480円
	53日まで	790円	690円	610円	520円
	2か月まで	850円	740円	660円	550円
	3か月まで	1,060円	920円	820円	690円
	4か月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円
	5か月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円
	6か月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円
	7か月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円
	8か月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円
	9か月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円
	10か月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円
	11か月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円
	1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円
	2年 *4	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円

ご契約の際のご注意

- 保険期間 (保険のご契約期間) は、海外旅行 (海外への留学またはワーキング・ホリデー等) の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください (最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご加入者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。
- スカダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P.18の5.①をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P.18の5.②をご確認ください。

・渡航期間が6ヵ月超の場合は、パスポート番号をお伺いしております。

・渡航目的が「留学」の場合は、留学先学校名、「ワーキング・ホリデー」の場合は、ワーキング・ホリデービザ番号をお伺いしております。

留学継続費用担保特約をご契約される場合

保険金額 (ご契約金額) および保険期間に応じて以下の保険料が追加で必要となります。

旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。

保険金額 *7 (ご契約金額)		200万円	150万円	120万円
お支払いいただく保険料 *8	保険期間 34日まで	180円	140円	110円
	39日まで	200円	150円	120円
	46日まで	220円	170円	130円
	53日まで	240円	180円	140円
	2か月まで	260円	200円	160円
	3か月まで	320円	240円	190円
	4か月まで	380円	290円	230円
	5か月まで	440円	330円	260円
	6か月まで	520円	390円	310円
	7か月まで	580円	440円	350円
	8か月まで	640円	480円	380円
	9か月まで	700円	530円	420円
	10か月まで	760円	570円	460円
	11か月まで	820円	620円	490円
	1年まで	880円	660円	530円
	2年 *4	3,520円	2,640円	2,110円

③ 留学生生活用動産 (免責金額0円)					
100万円	80万円	70万円	60万円	50万円	40万円
7,860円	7,520円	7,180円	6,610円	5,860円	5,020円
8,610円	8,240円	7,860円	7,240円	6,420円	5,500円
9,360円	8,950円	8,540円	7,870円	6,980円	5,980円
10,110円	9,670円	9,230円	8,500円	7,530円	6,460円
10,860円	10,380円	9,910円	9,130円	8,090円	6,940円
13,480円	12,900円	12,300円	11,330円	10,040円	8,620円
16,470円	15,760円	15,040円	13,850円	12,270円	10,530円
19,090円	18,260円	17,420円	16,060円	14,230円	12,200円
21,710円	20,780円	19,820円	18,260円	16,180円	13,880円
24,330円	23,280円	22,210円	20,470円	18,130円	15,550円
26,950円	25,790円	24,600円	22,670円	20,080円	17,230円
29,570円	28,300円	26,990円	24,880円	22,040円	18,900円
32,190円	30,810円	29,390円	27,080円	23,990円	20,580円
34,810円	33,310円	31,770円	29,290円	25,940円	22,250円
37,430円	35,820円	34,170円	31,490円	27,890円	23,930円
74,870円	71,640円	68,330円	62,980円	55,790円	47,860円

*4 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は裏表紙に記載の保険グループまでお問い合わせください。

*5 トラベルプロジェクトについてはP.6③をご参照ください。

*6 保険期間が3ヵ月超のご契約のお客様が対象になります。

*7 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または重度後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明 (お支払いする保険金の内容) の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。

*8 上記の保険料は、「保険期間＝留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、お問い合わせください。

4 補償のご案内

携行品損害保険金 と 留学生生活用動産損害保険金 の比較（概要）

（詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください）

○＝補償されます ×＝補償されません

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産損害保険金	
携行中 市内観光からホテルに戻る路上で引ったくりに遭い、鞆を奪われた。 	○	○	●携行品 （留学生生活用動産では「宿泊・居住施設保管中の物」も含みます。） 1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。 （乗車券等は合計5万円限度、旅券は1回の保険事故につき5万円限度） ●携行品損害保険金のお支払い額は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ●留学生生活用動産損害保険金のお支払い額は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。
ホテル等の宿泊施設に保管中 ホテルに帰宅するとカメラが盗まれていた。 	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に保管中 寮・ホームステイ先に帰宅するとカメラが盗まれていた。 	×	○	

賠償責任保険金 と 留学生賠償責任保険金 の比較（概要）

（詳細は本パンフレットP.21～23をご確認ください）

○＝補償されます ×＝補償されません

事故状況	保険期間31日超		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
歩行中 歩行中、他人とぶつかってケガをさせてしまい、治療費について損害賠償を請求された。 	○	○	●留学生賠償責任保険金における居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限りです。 *2 ①火災、爆発、破裂による原因に限定した部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。 ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋を水浸しにしてしまった。 	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中*1 寮・ホームステイ先の部屋を水浸しにしてしまった。 	×	○	
ホテル等の宿泊施設に滞在中 ホテルの部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	○	○	
寮・ホームステイ先等の居住施設に滞在中*1 寮・ホームステイ先の部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	×	×	

*1 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合に限りです。

*2 寮・ホームステイ先等の居住施設に於ける、共有スペースでの賠償責任について、くわしくは別途代理店までお問い合わせください。

5 高額な事故事例と世界の医療事情例

事故の内容(例)	お支払いした保険金額(例)
----------	---------------

機内で嘔吐、ホノルル到着後に意識を失い、医師付き添いで帰国。 	事故地 アメリカ ホノルル :男性 16歳 修学旅行中の機内で嘔吐が始まり、ホノルル到着後に意識を失い救急車で搬送。糖尿病、ケトアシドーシスの為、脳が膨張して圧迫、脳ダメージがあり、呼吸機能低下。17日間入院した後、医師の付き添いのもと帰国。その後日本で20日間ほど入院。	治療・救援費用	32,619,814円
肺炎と診断され入院。 	事故地 シンガポール :女性 71歳 シンガポール在住の娘宅に夫と訪れていたが、高熱が続いたため病院を受診したところ、肺炎の疑いがあると診断され入院し治療を受けた。帰国に際しては、同行の夫と一緒に孫も付き添った。自宅に到着後、孫はシンガポールへ帰国。	治療・救援費用	1,016,909円

スキー中に転倒し骨折。 	事故地 スイス フィスブ :女性 66歳 スキー中に転倒、スキー場から病院までヘリコプターで搬送。大腿節頸部骨折と診断され、日本に帰国後も継続入院となった。	治療・救援費用	29,967,336円
--	--	---------	-------------

※上記はあくまで事故の一例です。お支払いする保険金は、ご加入の保険金額が上限となります。

医療事情例

	病院の部屋代(1日当たり)*		虫垂炎 手術費	
	公立病院個室 (医療費用を除く)	私立病院個室 (医療費用を除く)	公立病院	私立病院
ニューヨーク	約660,000円(セミ個室)	約640,000円以上	約2,090,000円以上	約5,995,000円～ 8,165,000円
ハワイ・ホノルル	約390,000円～	約360,000円～ 455,000円	約1,832,000円～	約3,373,000円～
バンクーバー	約290,000円～ 610,000円	約348,000円～ 792,000円	約779,000円～ 1,025,000円	約934,800円～ 1,332,500円
ロンドン	約69,000円	約110,000円	約350,000円	約620,000円
シンガポール	約44,000円	約49,000円	約440,000円	約1,120,000円
バンコク	約4,500円	約24,000円	約9,000円～ 24,000円	約360,000円～ 480,000円
シドニー	約83,000円以上	約180,000円以上	約486,000円以上	約836,000円以上

*薬代、X線代、検査費は含まれない(バンクーバー、シンガポールを除く)

東京海上日動火災保険株式会社発行「世界の医療と安全」より

ご旅行目的にあわせて様々な特約をご用意しております

本パンフレットP.24～25「補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）」も必ずご確認ください。

1. 旅行変更費用担保特約と2. クルーズ旅行取消費用担保特約の保険料は、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に基本となる補償を解約しても返金しません。

1. 旅行変更費用担保特約

保険期間3ヵ月まで

このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方（出国中止費用）
- 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい方（中途帰国費用）

保険金額（旅行変更費用保険金額）と特約保険料

保険金額（旅行変更費用保険金額）の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。また、保険期間はP.7～12に記載のご加入タイプでご契約いただく保険期間と合わせてください。なお、ファミリープランは、家族全員分の合計金額を目安に設定してください（保険金額はご家族で共有となります。）。※保険料領収前もしくは契約日より前にP.24.の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

※①、②のいずれかに該当する場合は中途帰国費用のみ担保特約を必ずセットしてください。

- ① 旅行出発日当日以降にお引受する場合
- ② クルーズ旅行取消費用担保特約をセットしてお引受する場合

（旅行変更費用担保特約） 出国中止費用＋中途帰国費用								
保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円	
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円	
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円	
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円	
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円	
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円	
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円	
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円	
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円	
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円	
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円	
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円	
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円	
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円	
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円	
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円	
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円	
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円	
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円	
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円	
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円	
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円	
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円	
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円	
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円	
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円	
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円	
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円	
2ヵ月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円	
3ヵ月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円	

（旅行変更費用担保特約＋中途帰国費用のみ担保特約） 中途帰国費用のみ								
保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円	
1日まで	40円	90円	130円	270円	400円	530円	660円	
2日まで	50円	100円	150円	300円	440円	590円	740円	
3日まで	50円	100円	160円	310円	470円	620円	780円	
4日まで	50円	110円	160円	320円	480円	630円	790円	
5日まで	70円	130円	200円	400円	600円	800円	1,000円	
6日まで	80円	160円	230円	470円	700円	930円	1,170円	
7日まで	90円	170円	260円	510円	770円	1,030円	1,290円	
8日まで	90円	190円	280円	570円	850円	1,140円	1,420円	
9日まで	100円	210円	310円	620円	930円	1,250円	1,560円	
10日まで	110円	220円	340円	670円	1,010円	1,350円	1,690円	
11日まで	120円	240円	360円	730円	1,090円	1,450円	1,820円	
12日まで	130円	260円	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円	
13日まで	140円	280円	410円	830円	1,240円	1,660円	2,070円	
14日まで	140円	290円	430円	870円	1,300円	1,740円	2,170円	
15日まで	150円	300円	450円	900円	1,350円	1,800円	2,240円	
17日まで	160円	310円	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円	
19日まで	170円	340円	510円	1,030円	1,540円	2,060円	2,570円	
21日まで	190円	370円	560円	1,120円	1,690円	2,250円	2,810円	
23日まで	200円	400円	600円	1,200円	1,800円	2,400円	2,990円	
25日まで	210円	430円	640円	1,280円	1,920円	2,550円	3,190円	
27日まで	230円	460円	680円	1,370円	2,050円	2,730円	3,420円	
29日まで	240円	490円	730円	1,460円	2,190円	2,920円	3,650円	
31日まで	260円	520円	780円	1,570円	2,350円	3,130円	3,920円	
34日まで	280円	550円	830円	1,660円	2,490円	3,330円	4,160円	
39日まで	310円	630円	940円	1,890円	2,830円	3,770円	4,710円	
46日まで	350円	700円	1,060円	2,110円	3,170円	4,220円	5,280円	
53日まで	390円	780円	1,160円	2,330円	3,490円	4,650円	5,810円	
2ヵ月まで	440円	870円	1,310円	2,620円	3,940円	5,250円	6,560円	
3ヵ月まで	590円	1,180円	1,770円	3,530円	5,300円	7,070円	8,830円	

2. クルーズ旅行取消費用担保特約

出国中止費用のみ

このような方におすすめします

- 急な事情によって、クルーズ旅行（船舶を利用する企画旅行）※1をキャンセルした場合にかかる以下の費用に備えたい方
- ・被保険者が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行者等に支払った費用
- ・被保険者が出国を中止したことにより、払い戻しを受けられない渡航手続費（旅行印紙代、査証料、予防接種料等）

※1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。

※保険料領収前もしくは契約日より前にP.25.の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。

保険金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）と特約保険料（保険期間共通）

【保険金額の設定方法】お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料（通常は旅行代金全額）を目安に設定してください。

保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料	保険金額	特約保険料
10万円	2,830円	60万円	17,000円	110万円	31,170円	160万円	45,340円
20万円	5,670円	70万円	19,840円	120万円	34,010円	170万円	48,180円
30万円	8,500円	80万円	22,670円	130万円	36,840円	180万円	51,010円
40万円	11,340円	90万円	25,510円	140万円	39,680円	190万円	53,850円
50万円	14,170円	100万円	28,340円	150万円	42,510円	200万円	56,680円

3. 緊急一時帰国費用担保特約

保険期間3ヵ月超

配偶者が危篤で旅行中に急きょ一時帰国した場合などに、被保険者が負担した費用（往復の航空運賃等の交通費、宿泊施設の客室料および雑費等）を補償します。留学生プランにもセットいただけます。

① 海外旅行保険プラスの補償期間が3ヵ月超で、かつ海外渡航（旅行）中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることが可能です。

② 緊急一時帰国費用保険金の支払い対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または引受保険会社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますのでご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付を受けることができる慶弔規程等の制度が制定される場合は予め、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社へご連絡ください。※保険料領収前または海外渡航期間開始前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

※保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。

旅行先		アジア地域		北米・中米・南米 オセアニア・中近東地域		欧州・アフリカ地域	
保険金額(ご契約金額)		40万円		70万円		100万円	
払い込みいただく保険料		ご本人のみ	帯同家族を 含む場合	ご本人のみ	帯同家族を 含む場合	ご本人のみ	帯同家族を 含む場合
	保険期間 4か月まで	5,240円	11,000円	9,170円	19,250円	13,090円	27,500円
	5か月まで	6,070円	12,750円	10,620円	22,310円	15,180円	31,870円
	6か月まで	6,900円	14,500円	12,080円	25,370円	17,260円	36,250円
	7か月まで	7,740円	16,250円	13,540円	28,440円	19,340円	40,620円
	8か月まで	8,570円	18,000円	15,000円	31,500円	21,430円	45,000円
	9か月まで	9,400円	19,750円	16,460円	34,560円	23,510円	49,370円
	10か月まで	10,240円	21,500円	17,920円	37,620円	25,590円	53,750円
	11か月まで	11,070円	23,250円	19,370円	40,690円	27,680円	58,120円
1年まで	11,900円	25,000円	20,830円	43,750円	29,760円	62,500円	

※上記保険料は加入者が個人の場合となります。加入者が法人（個人事業主を含む）の場合は上記保険料と異なります。

4. 一時帰國中担保特約

保険期間3ヵ月超は自動付帯

- 本特約により一時帰國中および再出国後の旅行行程中も同様に補償されます。
- 保険期間3ヵ月超の契約については、「一時帰國中担保特約」が割増保険料なしで自動セットされ、被保険者証に表示されます。保険期間31日超3ヵ月以内のご契約の場合は、申込書の一時帰國中担保特約欄に○印をご記入いただくことで、本特約を付帯できます。（追加保険料はかかりません。）お電話でお申し込みの場合は、ご相談ください。
- 一時帰國中の事故が補償される項目は右記の通りです。傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、賠償責任

5. 特別危険担保特約／職業危険担保割増

- ① 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先でビックル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です）
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ② 次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
- ③ 保険料につきましては、運動やお仕事の内容によって変わりますので、代理店までお問い合わせください。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31 日まで

保険期間 31 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

旅先で
ケガをして

傷害死亡 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて **180日以内に** 死亡された場合（事故によりたちに死亡された場合を含みます。）

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて **180日以内に** 身体に後遺障害が生じた場合

傷害後遺障害 保険金

お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

お支払い額

（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100%*2
※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

***2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。**ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

たとえば、
①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
②保険金受取人の故意または重大な過失
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1
④放射線照射、放射能汚染
⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

***1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。**

旅先で
病気やケガの
治療をして

治療・救援費用 保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*6により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合

■救援費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内に**死亡された場合（事故によりたちに死亡された場合を含みます。）
- ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）（〈個人プラン〉の場合は**3日以上*7**続けて入院された場合）
- ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内に**死亡された場合
- ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

***7 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。**

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内に**必要となった費用に限り、ます。）
※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*8の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分まで）*11 ③救援者の宿泊施設の客室料（被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで）*11 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費*11*12、保険の対象となる方の現地での諸雑費*12（〈個人プラン〉の場合は合計で20万円、〈ファミリープラン〉の場合は合計で40万円まで） ⑤現地からの移送費用*11*12*13 ⑥遺体処理費用（被災された保険の対象となる方1名について100万円まで）*11 ⑦（〈ファミリープラン〉のみ）保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族（他の保険の対象となる方）が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料（14日分まで）*13

b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされる保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

旅先で病気を
して

疾病死亡 保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内に**死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*14により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内に**死亡された場合

上記①～④、⑥に加え、たとえば、
・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症
・歯科疾患
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

***3** 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、ます。
***4** 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*5等をいいます。
***5** 政令により一類感染症・二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、ます。
***6** 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
***8** 6親等内の血族、配偶者*9 または3親等内の姻族をいいます。
***9** 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、ます。婚姻とは異なります。）。
①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

***10** 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
***11** 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*7入院された場合に限りお支払いの対象となります。
***12** 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。
***13** 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。
***14** 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)



「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

他人にケガ等を
させて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- *1 次に掲げる損害を含みます。
 - ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
 - ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
 - ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*8が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

*8 携行品とは？
保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*9をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のために使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。

*9 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

手荷物が届かなくて



航空機寄託
手荷物
保険金

お支払いする場合

- ①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から**6時間以内**に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後**6時間以内**にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

お支払いする場合

- ①出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
- ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

・宿泊施設の客室料 ・交通費*14 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代

*14 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

お支払い額

損害賠償金の額
※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*10
※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*10 損害額とは？
損害が生じた携行品の時価額*11とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*11のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限りです。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

*11 時価額とは？
再取得価額*12から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*12 再取得価額とは？
保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

お支払い額

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額(定額)のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
a 宿泊施設の客室料	3万円
b 交通費*14もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c 食事代	5,000円

※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)**、左記②の場合は**乗継地において負担した費用**に限りです。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

P.20に記載の③④に加え、たとえば、
・ご契約者または保険の対象となる方の故意
・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
・航空機、船舶*2、車両*3、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
・親族*4に対する賠償責任

*2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
*3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

P.20に記載の①～④に加え、たとえば、
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
・携行品の置き忘れまたは紛失*13
・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職業以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

*13 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

P.20に記載の①～④に加え、たとえば、
・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
・保険金受取人の法令違反
・地震、噴火またはこれらによる津波



保険期間 **31** 日まで

のみの補償

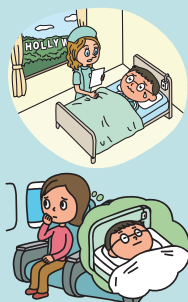
保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

海外旅行開始前に
治療を受けたことが
ある病気が
急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)*が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*15**により医師の治療を受けた場合

■救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)*が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*15**により入院された場合(個人プランの場合は**3日以上*16**続けて入院された場合)

*16 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*17 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上*16入院された場合に限りお支払いの対象となります。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*15 症状の急激な悪化とは？
海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額
たとえば
救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救援者**3名分まで**)*17
救援者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名について**14日分まで**)*17

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。

※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限りです。また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

たとえば、
・海外旅行終了後に治療を開始した場合
・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診療の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用
たとえば
・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

*4 6親等内の血族、配偶者*5または3親等内の姻族をいいます。

*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

留学生プラン

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	お支払いする場合 海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*2を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 *1 住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *2 レンタル会社より契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。))に与えた損害*3を含みます。 *3 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。 部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。 ①火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ②漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。	お支払い額 損害賠償金の額 ※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め東京海上日動にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変*4 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する(仕事上の)賠償責任 ⑤航空機、船舶*5、車両*6、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任(*2で定める物はお支払いの対象になりません。) ⑦親族*7に対する賠償責任 *4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *5 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
	お支払いする場合 海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *10 生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*11または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等および別送品は含みません。 *11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。	お支払い額 (携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*12 ※ 乗車船券、航空券等については合計5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※ 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 *12 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*13とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*13のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *13 時価額とは、再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *14 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失*15 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をささない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*16 ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*16 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *16 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。
留学生生活用動産損害保険金	お支払いする場合 海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合 *17 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	お支払い額 扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額 *18 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。 *19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 ・扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合
	お支払いする場合 海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合 *17 学校とは？ 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	お支払い額 扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額 *18 扶養者とは？ 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。 *19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 ・扶養者*18のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合

- *7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。
- *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)。
 - ①婚姻意思*9を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

「旅行変更費用」についてのご注意

- 保険料領収前もしくはご契約された日より前下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。
- ①旅行変更費用保険金額は、旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。
- ②旅行変更費用担保特約は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ③海外旅行が進行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ④「中途帰国費用のみ担保特約」をセットいただくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定することが可能です。なお、旅行出発日当日以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただきます。
- *1 海外旅行が進行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険期間 3 か月まで *2のみの補償

旅行変更費用担保特約

急な事情によって、旅行をキャンセルして

保険金をお支払いする主な場合

お支払いする場合

- 次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合
- ①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者*3(保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。))または保険の対象となる方等の配偶者*4もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合
 - ②入院
 - (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上*6の入院に限り。)
 - (2) 保険の対象となる方等の配偶者*4または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合
 - ③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合
 - ④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合
 - ⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合
 - ⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合
 - ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
 - ・運送・宿泊機関等の事故または火災
 - ・渡航先に対する退避勧告等の発出
 - ⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合
 保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合
 保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等
 - ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- *3 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。
 *6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

保険金をお支払いする主な場合

お支払いする場合

- 保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。))に、保険の対象となる方の配偶者*4もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合
 ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り。また、一時帰国費用は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*4・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。
 ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。

- *2 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6ヵ月までのお引受けが可能です。保険期間3ヵ月超の保険料は裏表紙に記載の保険グループまでお問い合わせください。
- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)。
 - ①婚姻意思*5を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。



保険金のお支払い額

お支払い額

- ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*7を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。
- 出国中止費用
 - 出国中止したことにより支払った次の費用
 - ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
 - ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用
 - 中途帰国費用
 - ①企画旅行の場合
 - 旅行変更 旅行日程のうち、費用保険 × 中途帰国した以後の日数
金額*8 旅行日程の日数
= 保険金*9
 - ②企画旅行以外の場合
 - 中途帰国したことにより支払った次の費用*9
 - ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
 - ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用
 - *7 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。
 - *8 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。
 - *9 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。
 - ・中途帰国のための航空運賃等交通費
 - ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。))および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)



保険金のお支払い額

お支払い額

- ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額
 ※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。
- ①往復の航空運賃等の交通費
 - ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。
- ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の雇用規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。

保険金をお支払いしない主な場合

- ①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*10
 - ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・放射線照射、放射能汚染
- ②次の事由による入院
 - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的に他覚所見のないもの
 - ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症
 - ・歯科疾病
- ③次の事由による死亡・危篤または入院
 - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気
- ④保険料領収前またはご契約された日より前以下のいずれかの事由に該当した場合
 - ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
 - ・保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者*4もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因*11もしくは⑧感染症等の原因*12が生じていた場合
- *10 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- *11 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
- *12 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- P.20に記載の①、②に加え、たとえば、
 ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*4もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合
 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

クルーズ旅行取消費用担保特約

- ✓ 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となる場合があります。
- ✓ クルーズ旅行取消費用担保特約（以下「本特約」）は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
したがって、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
- ✓ クルーズ旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
- ✓ 本特約は、本パンフレット記載のご加入タイプとあわせてお申し込みください（本特約のみでのお申し込みはできません）

*1 クルーズ旅行が催行中止となった場合であっても、被保険者が渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合	左記「保険金をお支払いする主な場合」①～⑥の対象となる方			
	a. 保険の 対象となる 方ご本人	b. 同室 予約者 *2	aまたは bの 配偶者 *2*3*4	aまたは bの ご親族 *2*3
①死亡または危篤	○	○	○	○ 3親等内に限る
②ケガまたは病気を原因とした右記（ ）の日数以上継続した入院	○ (3日)	○ (3日)	○ (7日)	○(7日) 2親等内に限る
③ケガまたは病気を原因とした医師からの出国中止の指示	○	○	×	×
④居住建物または居住建物内に収容される家財の火災、風災または水災等による100万円以上の損害発生	○	○	×	×
⑤証人または評価人としての裁判所への出頭	○	○	×	×
⑥災害対策基本法に基づく公的機関からの避難指示等	○	×	×	×

- *2 「同室予約者」とは、保険の対象となる方と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ保険の対象となる方と同一の船舶内の客室に宿泊予約している方をいいます。ただし、定員4名以下の客室を予約している場合に限ります。
- *3 保険の対象となる方または同室予約者との続柄は、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した時におけるものとします。ただし、上表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当した日からその日を含めて30日以内に保険の対象となる方が婚姻の届出をした場合は保険の対象となる方の配偶者とみなします。
- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたリ継続する意思をいいます。

保険金のお支払い額

出国を中止されたことによってご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人が負担した次の費用*6を保険金額（クルーズ旅行取消費用保険金額）に限度にその費用の負担者にお支払いします。

- ・取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で旅行業者等との契約上払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用
- ・渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）として払戻しを受けられない費用または支払が必要な費用*7

*6 既に保険の対象となる方が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は含まれません。

*7 出国を中止した後でも使用できるものに対する費用を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

たとえば、

- 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から④のいずれかに該当したことにより負担した費用
- ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
- ・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*8
- ・放射線照射、放射能汚染 等
- 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の②または③に該当したことにより負担した費用
- ・妊娠、出産、早産、流産および不妊症
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- 次のような事由により、左記の「保険金をお支払いする主な場合」の①から③に該当したことにより負担した費用
- ・山岳登山*9、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いた競技・試運転、お仕事以外での航空機操縦等を行っている間に生じたケガまたは病気等
- 保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合
- ・左記の「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
- ・保険の対象となる方、同室予約者またはこれらの者の配偶者*4もしくは1親等の親族について①死亡・危篤、②入院の原因*10もしくは③医師からの出国中止の指示の原因*11が生じていた場合
- *8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- *9 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- *10 死亡・危篤・入院の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
- *11 医師からの出国中止の指示の直接の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。

海外旅行保険にご加入いただく皆様へ

海外旅行保険 重要事項説明書

本説明書は「海外旅行保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご契約者*1と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html）にてご参照いただけます。

「マークのご説明」

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



用語の解説

本説明書で用いる用語の解説

ご契約者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
解約	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
解除	東京海上日動からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 海外旅行保険の仕組み

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の破損といった様々な事故に対して保険金をお支払いします。

* 海外に永住される方や帰国予定のない方を保険の対象となる方とすることはできません。

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

基本となる補償		その他の主な特約（オプション）			
ケガや病気の補償	ケガや病気等の補償	疾病死亡保険金支払特約		疾病に関する応急治療・救済費用担保特約	
	傷害死亡保険金支払特約	身の回り品等に関する補償		携行品損害担保特約	
傷害後遺障害保険金支払特約*2	賠償責任に関する補償	賠償責任危険担保特約		留学生賠償責任危険担保特約	
	その他の補償等	航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約	航空機遅延費用等担保特約	中途帰国費用のみ担保特約	旅行変更費用担保特約
治療・救済費用担保特約	緊急一時帰国費用担保特約	特別危険担保特約		家族旅行特約	クルーズ旅行取消費用担保特約
		家族緊急一時帰国費用追加担保特約			

+

制裁等に関する特約 自動セット

戦争危険等免責に関する一部修正特約 自動セット

一時帰国中担保特約*3 自動セット

*1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、後遺障害等級限定補償特約が自動セットされます*3（詳細はP.27下段の*4をご確認ください。）。

*3 ご契約の内容によってはセットされない場合があります。

基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償



- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ▶ 傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	・ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気による治療費用*1 ・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾病による治療費用 ・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*2 ・放射線照射、放射能汚染 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ*3
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ (後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。*4 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	治療費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気*5により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症*6*8により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ▶ 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです。 救援費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*9続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤ 海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 ▶ ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*10の方が実際に支出した親族*10のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 治療費用部分・救援費用部分共通 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。	※1 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされている場合で、同特約でお支払いの対象となるときを除きます。 ※2 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。 ※3 特別危険担保特約をセットし、これらの運動に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります(インターネットでお手続きの場合は代理店または東京海上日動までご連絡ください。)

*4 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示のある場合に、この特約がセットされます。

*5 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

*6 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*7等をいいます。

*7 政令により一類感染症・二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。

*8 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

*9 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*10 6親等内の血族、配偶者*11または3親等内の姻族をいいます。

*11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。
a. 婚姻意思*12を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

② 主な特約の概要



賠償責任危険担保特約	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 ▶ 損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、東京海上日動の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。
携行品損害担保特約	海外旅行中に携行品*13が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ▶ 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額をお支払いします。 ※損害額は損害が生じた携行品の時価額*14とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*14のいずれか低い方とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。 *13 カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品*15をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。 *14 再取得価額*16から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *15 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 *16 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

※特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「海外旅行保険普通保険約款および特約」等をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意



- 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*17を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*18

*17 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*18 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の引受条件



保険金額等は原則として契約タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間: 旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。
 - この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 - 交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
- 補償の開始時期: 保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時*19
- 補償の終了時期: 保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。
- *19 セットされる特約によっては異なる場合があります。
 - また、保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。
 - ・ご契約の代理店または東京海上日動が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
 - ・クレジットカードのご利用代金の引落しができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を東京海上日動が領収する前に生じた事故による損害等

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は保険の対象となる方の年齢・保険金額・保険期間・旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

お申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードでの払い込みが必要となることがあります。

満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】 ★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

★	● 保険の対象となる方の生年月日 ● 他の保険契約等^{*1}を締結されている場合には、その内容(同時に申込む契約を含みます。)
☆	海外旅行中にお仕事に従事する場合には、その内容

^{*1} この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払い込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。東京海上日動およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。 申込人住所 氏名 () 電話 自宅 () 勤務先 () ・申込日： ・保険種類：海外旅行保険 ・証券番号^{*2}(または契約証番号)： ・ご契約の営業店： ・ご契約の代理店：	郵便はがき 812-8684 〒121-0868 東京都大田区大森1-21-1 東京海上日動火災保険株式会社 クーリングオフ受付係 行
--	--

^{*2} 申込書等の控の右上に記載しております。

死亡保険金受取人



- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。
- 企業等がご契約者^{*3}および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とするとご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

^{*3} 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

契約締結後におけるご注意事項

通知義務等



【通知事項】

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。

海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合^{*1}は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

^{*1} 下記のお仕事に変更となる場合には、東京海上日動からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除させていただきますことがあります。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。)

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なく代理店または東京海上日動までご連絡ください。

解約されるとき

ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動にご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



● 保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするとご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。
- ^{*1} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項



- 東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 留学等をされる場合で、保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または東京海上日動までお申し出ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または東京海上日動に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいない場合は、保険の対象となる方の配偶者^{*2}または3親等内のご親族^{*3}（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - ^{*2} 法律上の配偶者に限ります。
 - ^{*3} 法律上の親族に限ります。
- 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金に関するご注意」
キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様の希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

- ① **本保険商品は、海外旅行中のケガや病気を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。**
- ② **パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。**
- ③ **ご加入される保険が以下の点でお客様の希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
 - 保険金をお支払いする主な場合^{*}
 - 保険期間（保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。）^{*}
 - 保険金額（ご契約金額）^{*}
 - 保険料^{*}
- ④ **申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または東京海上日動までお申し出ください。**
 - 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
 - 『家族旅行特約をセットする場合のみ』ご確認ください。^{*}
 - 保険の対象となる方の範囲についてご確認ください。
 - 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
 - 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
 - 下記の運動等を行うことについて、代理店または東京海上日動にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。）。

 - 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
 - リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - 航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - 自動車等の乗用具による競技・試運転等
 - その他これらに類する危険な運動
- ⑤ **重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。**
お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。
 - ^{*} 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等は
金融法人部 営業第二室にて承ります。

保険に関するご不満・ご要望等（国内から）

 **03-6704-4066**

受付時間：平 日 午前9時～午後5時
（年末年始を除きます。）



事故のご連絡に関するご相談（海外から）

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、保険証券、保険契約証または被保険者証とセットでお渡しいたします「海外旅行保険あんしんガイドブック」の該当ページをご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

 **0570-022808**

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

通話料
有料

MEMO

MEMO

ご加入に関するご注意を記載しております。
ご加入の前に必ずご確認ください。

ご加入に関するご注意

①帰国予定

帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング、プロレスリング等)に従事される場合

④補償の重複について

- ・賠償責任危険担保特約、治療・救護費用担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がございます。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがございますので、ご注意ください。

⑤被保険者証について

代理店または東京海上日動火災保険(株)にてご加入のお手続きをされたにもかかわらず、被保険者証が旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながら代理店または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。なお、被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いします。

⑥留学先、ワーキング・ホリデー先から保険加入を求められている場合について

留学先、ワーキング・ホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額(保険金額)に一定の基準を設けていることがあり、東京海上日動火災保険(株)の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

素敵な海外旅行になりますように、お気をつけてお出かけください。

この保険は三井住友トラストクラブ株式会社を保険契約者とし、カード会員等の中で保険加入された方を被保険者(保険の対象となる方)とする海外旅行保険一般包括任意付保契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、保険契約者が有します。

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご用意しておりますので、必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■お問い合わせ先
取扱代理店

三井住友トラストクラブ株式会社

〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10
トリトンスクエアX棟

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

[担当課] 金融法人部営業第二室 03(6704)4066
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー27階
営業時間:平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

「海外旅行保険 プラス」に関するお申し込み・お問い合わせ

三井住友トラストクラブ 保険グループまで

0120-369-529

月～金 9:00～17:00 / 土・日・祝・12/30～1/3休

海外からは

81-3-6770-2764

※コレクトコールをご利用ください。